

昌子の広場

第71報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@yahoo.co.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



**前淀川水系流域委員会今本委員長が
榎尾川ダムを視察
財政健全化法が成立 新指標に**

目次

・前淀川水系流域委員会今本委員長が榎尾川ダムを視察	P1
・財政健全化法が成立 新指標に	P2-3
・私も経験した宙に浮いた年金問題	P4

前淀川水系流域委員会今本委員長が榎尾川ダム流域を視察

5月29日今本前委員長に榎尾川ダム建設に関し、榎尾川流域を視察していただきました。

又行政関係者4名が特別に参加されました。

当日調査は大津川の下流から遡って板原基準点へ、そこからは川沿いを歩いて上流をつぶさに調査しました。

先生は事前に調べた内容から、このダム計画に大きな疑問を持たれていました。

一つはこのダムは大津川流域の僅か3%程度の流域に対するもので、毎秒50トンの洪水調整の機能しかない極めて小さいダムであること。

二点目はこの流域は大半が掘込み河川で、大雨が降った時に越流は起こしても、重大な災害につながる破堤は起こらないことの二点でした。

次に先生が疑問を持たれたのは次の二つです。

その一つは、このダム計画の前提となっている基本高水の問題です。基本高水とは河川整備を行うにあたって、考慮すべき最大の流量をさします。この計画の基本高水は750トン/秒となっていますが、それを河川改修で700t/S、ダムで50t/Sを受け持つ計画となっており、ダムの寄与率が非常に小さく、この程度であれば十分河川改修だけで対応可能で、その費用もダムの建設費を考慮するとその差は無い(むしろ安くなる)と思う。

掘込み河川である事を考慮すれば、余裕高も少なくすみ、現在の河川改修でいわゆる750t/S並の能力は十分達成出来ると思う。

更に、この750t/Sは実は計算上は710t/Sであったがそれを切り上げ750t/Sとしたのであるが、これは余りにも乱暴な事で、10t/Sの為の対応なら河川改修も僅かの増額で済むはずである。

二点目は川中橋から板原基準点までの間は、市街地が大半で本川への流入する川もなく、本川には大半が半径1m未満の口径の管を通じて流入することになるが、この管だけでこ

の川中橋から板原基準点までの本川への流入量毎秒150t/Sは到底考えられない。

板原基準点から上流へ歩いて調査したのは、その実態を観察する為でした。後の検討会で先生は今後精査が必要だが疑問は更に深まったとの事でした。

検討会と交流会での先生のお話して共感したのは次のことです。

「全ての洪水に対応することは不可能である。一生に一度か二度かの浸水被害、それも床上浸水程度は仕方がないと住民が考えれば、全国の治水ダムは全て不要になると思う。

今本当に必要なのは、堤防の補強である。水が堤防を越えてもその被害は僅かであるが、堤防が壊れると(破堤)その被害は甚大となる。昔からある堤防は砂で出来たもので、越流すると破堤につながる極めて弱いもので、これの補強が出来れば破堤が防止でき、被害は最小限に止めることが出来る。

自分は決してダムに反対ではない。真に必要なダムであれば建設が必要だろう。しかし今その様なダムは皆無と言って良い。」

今後も先生の教えを請いながら、調査を続けダム見直しを求めます。



財政健全化法が成立 新指標に

自治体の財政破綻を早い段階で食い止める為の地方自治体財政健全化法が、6月15日成立しました。この法案には従来の実質赤字比率の外に連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が含まれています。

2008年の決算から適用が予定されています。

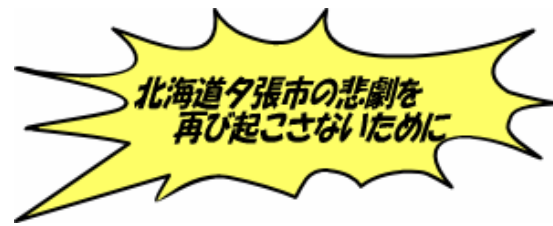
この中の連結実質赤字比率の試算が朝日新聞に掲載されました(2007.6.16朝刊)

自治体名	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道夕張市	▼362.2	▼37.8	
北海道赤平市	▼69.3	2.5	
山口県秋芳町	▼57.4	5.6	
北海道室蘭市	▼56.3	2.5	
北海道積丹町	▼52.1	4.6	
北海道白老町	▼48.1	1.2	
熊本県長洲町	▼42.2	0.9	
大阪府泉佐野市	▼38.4	▼8.4	
静岡県熱海市	▼36.6	4.2	
沖縄県宮古島市	▼33.1	0.2	
和歌山市	▼31.6	0.4	
青森県黒石市	▼29.6	▼8.8	
北海道網走市	▼28.4	0.6	
北海道留萌市	▼28.3	▼3.4	
北海道岩内町	▼25.5	2.8	
北海道羅臼町	▼24.4	3.9	
青森県むつ市	▼24.2	▼15.6	
群馬県嬬恋村	▼23.8	7.8	
大阪府守口市	▼22.8	▼10.5	
宮城県塩釜市	▼22.8	2.0	
大阪府泉大津市	▼22.7	0.5	
北海道美唄市	▼20.5	0.0	
京都府宮津市	▼20.2	▼3.0	
熊本県荒尾市	▼20.0	▼3.6	
北海道釧路町	▼19.3	4.8	
大阪府門真市	▼18.9	1.0	
青森県大鰐町	▼18.4	3.2	
鳥取県米子市	▼18.0	0.8	
青森県板柳町	▼16.5	4.2	
香川県観音寺市	▼16.2	1.3	

これを見ますと、北海道と大阪府が赤字比率の高い所に多く含まれています。大阪府は43市町村の内実に24町村が赤字であると報じられています。日経にも同じ事が報じられていますが、自治体によっては数字が少し違います。和泉市に確認したところ、計算する積もりはないとの事でした。

何とものんきな事です。

そこで府内の自治体について独自に計算したのが右表です。和泉市は僅かでありますが赤字です。



地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととなります。

実質赤字比率
連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)

実質公債費比率
将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

上記判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上(今年末を目的に基準作成)の場合には、財政健全化計画を定めなければならないことになっており、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。又地方債の起債制限も受けません。個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないことにもなっています。

健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用するとなっています。

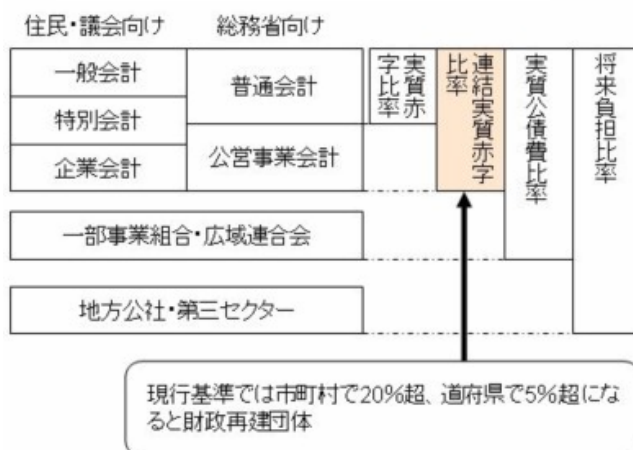
連結実質赤字比率は現行基準では20%超が、健全化の対象となますが、右表では府内で泉佐野市、守口市、泉大津市が対象となります。和泉市は基準から見ればかなりの余裕があるようにも見えますが、府中駅前再開発や土地開発公社の損失処理などを考えると安閑とはしておられません。財政健全化計画の着実な実行と既に計画されたものや実行中のものも含め、更なる費用見直しの必要があります。

連結実質赤字比率と実質公債比率(は赤字、単位百万円)

	普通会計	特別会計(*)	連結実質収支	標準財政規模	連結実質赤字比率(%)	普通会計実質赤字比率(%)	実質公債比率(%)
夕張市	1,651	14,186	15,837	4,371	362.3	37.8	28.6
泉佐野市	1,639	5,880	7,519	19,582	38.4	8.4	24.8
守口市	2,922	3,427	6,349	27,802	22.8	10.5	13.7
泉大津市	79	3,425	3,346	14,727	22.7	0.5	21.6
門真市	240	4,856	4,616	24,443	18.9	1.0	12.4
阪南市	125	1,820	1,695	9,509	17.8	1.3	14.9
忠岡町	2	633	631	3,903	16.2	0.1	15.4
大阪市	254	93,472	93,218	716,450	13.0	0.0	17.4
柏原市	10	1,793	1,783	13,836	12.9	0.1	15.1
寝屋川市	59	3,927	3,868	40,093	9.6	0.1	9.7
松原市	76	1,922	1,846	22,158	8.3	0.3	14.8
四条畷市	693	87	780	10,012	7.8	6.9	16.6
堺市	484	10,028	9,544	145,885	6.5	0.3	13.6
交野市	64	823	759	12,890	5.9	0.5	17.3
高石市	175	825	650	11,550	5.6	1.5	17.8
藤井寺市	55	618	563	11,719	4.8	0.5	12.2
大東市	287	1,270	983	20,779	4.7	1.4	13.7
岸和田市	158	1,217	1,059	38,124	2.8	0.4	19.5
摂津市	49	502	453	17,459	2.6	0.3	26.4
岬町	15	101	86	4,230	2.0	0.4	14.0
吹田市	242	1,173	931	64,976	1.4	0.4	11.0
東大阪市	817	1,916	1,099	96,418	1.1	0.8	14.6
和泉市	76	302	226	28,918	0.8	0.3	12.5
枚方市	409	923	514	66,011	0.8	0.6	12.4
泉南市	130	215	85	11,406	0.7	1.1	17.0
羽曳野市	442	390	52	21,325	0.2	2.1	12.8
千早赤阪	20	17	3	1,635	0.2	1.2	16.6
熊取町	51	5	46	7,227	0.6	0.7	11.8
箕面市	1,043	854	189	22,892	0.8	4.6	13.3
河内長野	210	67	277	20,156	1.4	1.0	13.2
八尾市	57	642	699	48,600	1.4	0.1	15.1
太子町	23	21	44	2,921	1.5	0.8	17.8
豊中市	97	1,076	1,173	67,839	1.7	0.1	17.1
高槻市	559	835	1,394	61,326	2.3	0.9	7.7
貝塚市	228	176	404	15,178	2.7	1.5	16.4
池田市	234	311	545	18,329	3.0	1.3	15.1
茨木市	763	718	1,481	44,808	3.3	1.7	8.2
大阪狭山	282	153	435	10,263	4.2	2.7	15.4
富田林市	428	474	902	20,293	4.4	2.1	7.6
島本町	80	197	277	5,894	4.7	1.4	13.1
河南町	112	116	228	3,395	6.7	3.3	13.4
田尻町	255	22	277	4,055	6.8	6.3	11.4
豊能町	88	257	345	4,650	7.4	1.9	6.9
能勢町	149	263	412	2,990	13.8	5.0	8.1

(*)特別会計には、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計、市街地再開発事業特別会計、国民健康保健事業特別会計、老人保健事業特別会計、介護保健事業特別会計を含む

<上記4指標の関係>



私も経験した宙に浮いた年金問題

宙に浮いた案件が5000万件とも言われ、社会保険庁の仕事ぶりが槍玉にあげていますが実は私にも以下のようなことがありました。

58歳になったときに社会保険庁から将来の年金額を知りたいければ連絡するようにとのお知らせが来ましたので返信いたしました。

その結果は厚生年金と国民年金に加入していることになっていました。

しかし私は会社を辞めるときに厚生年金から脱退しておりましたので、記載内容が違う旨お伝えしたところ、後日連絡があり島根県で務めたことは無いかとのお尋ねでした。

勿論違っておりましたので訂正していただきましたが、この年金は現在問題となっています宙に浮いた年金となっているのではないのでしょうか。島根県で勤務した同姓同名の小林昌子さんに厚生年金が記録されてたかどうかは判りません。

私がこの話を友人にしたところ、友人は全く逆の経験をしていました。

即ち厚生年金の記録が抜け落ちていたというのです。

退職時にもらった年金手帳を保管していたので、しっかりと証明でき事なきを得たそうですがなんともお粗末な顛末です。

政府はこの一年で照合を終わるとしてはいますが、これはあくまでコンピューターに正しく入力されていることが前提で、入力ミスがあれば対応ができない事になります。又そもそも入力されていないのが更に1400万件以上もあるとなつては、政府の言っているのは信用できません。

政府がまずやるべき事はすべての年金受給者に現在把握している年金の状況を通知することです。そうすればおかしいと思う人は出てくるはずですが。

年金は申請主義が原則で申請が無ければ給付も訂正もしないということになっています。しかしこれはあくまで年金が正しく把握されていることが前提で、このような事態になればもはやその原則は適用できないともいます。

領収書などの証明の問題もあります。政府の落ち度で宙に浮いた年金について、その証明を国民に押し付けるのは筋違いです。なんとか委員会を作るといっていますが、このような事態を起こしたのは政府の責任なのですから、原則国民の申し出でを尊重する姿勢を原則にしてもらいたいものです。

又、これらの作業に膨大な費用が必要です。政府は年金財政からこれを支出することはないといっていますが、国民の税金を使うことに代わりがありません。一説では1000億円を超えとも言われています。政府の責任はいずれ明らかにされないといけないと思います。

昌子の日記

- 6/1 和泉中央駅会報配布
- 6/3 小林昌子と語る会&チェロ演奏会
- 6/4 和泉中央駅会報配布、ダム定例会
- 6/5 和泉中央駅会報配布

6/7 和泉中央駅会報配布、戦没者追悼式

6/8 信太山駅会報配布

6/9 万葉講座(事務所行事)

6/11 和泉府中駅会報配布

6/12 和泉中央駅会報配布、危機管理について

6/13 調整池勉強会

6/14 議会運営委員会

6/20 事務所運営委員会

6/21 本会議

6/22 厚生文教委員会、森かずとみ活動報告会

6/24 福祉勉強会

6/25 都市環境委員会傍聴

6/26 総務安全委員会傍聴

6/27 議会運営委員会、病院経営検討会議傍聴

6/30 いずみ100人委員会フェスタ「桂吉弥」独演会



事務所行事>いづれも小林昌子事務所

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)

会費 1,300円

・7/7(土)14-16時 万葉の草木「衣服の繊維」

・9/8(土)14-16時 万葉の旅

奥琵琶湖~若狹~敦賀

(10月7,8日万葉旅行コース)

ちぎり絵

・講師 西原志満子さん

・9月12日(水)13時~16時

・材料費実費 参加費無料

パソコン講座(参加費無料)

・第2、第4週の火曜10時~12時と

木曜14時~16時

・パソコンが初めての方もどうぞ遠慮なく。

初めてこられる方はご連絡下さい

市政相談会

・第2、4水曜日 20:~21:30

この時間帯で都合のよい時間にお越し下さい